

お知らせ



令和5年以降の成人式について
**成年年齢引き下げに伴う
 令和5年以降成人式について**

園 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

現在、桂川町では、「成人の日」の前日に、その年度に20歳になる方を対象として成人式を開催していますが、令和5年（令和5年1月8日実施予定）以降の桂川町の成人式を左記のとおり実施します。

《令和5年以降の桂川町成人式について》

①【対象者】その年度に20歳を迎えられる方（現行どおり）

②【式典の名称】二十歳のつどい

③【開催時期】「成人の日」の前日（現行どおり）

《理由》

・18歳の多くが高校3年生であり、受験や就職活動などの進路にかかわる大事な時期となるため

・成年年齢は18歳に引き下げになるもの、飲酒・喫煙等の一部権利は20歳のまま維持されるため

《今後の成人式対象者》

・令和5年（令和5年1月8日実施予定）

平成14年4月2日〜平成15年4月1日に生まれた方

・令和6年（令和6年1月7日実施予定）

平成15年4月2日〜平成16年4月1日に生まれた方

募集



たくさんのご応募お待ちしております
**桂川駅観光案内所の
 名称・愛称を募集します**

園 産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

JR桂川駅1階に、桂川町の情報発信と休憩所機能を目的とする観光案内所（仮称）を開設するにあたり、この施設が皆さまに親しまれるものとなるように名称・愛称を募集いたします。皆さまにいただいた案を参考にさせていただきます。また、施設の利用方法などについて、アイデア等がございましたら併せてお聞かせください。

【場所】JR桂川駅1階

【広さ】約36㎡（約22畳）

【天井高】約3m

【設備】照明・空調・換気設備あり

【機能】①観光を含めた桂川町の情報発信

②交通結節点としての休憩所

【募集締切期限】5月10日（火）まで

【応募方法】・応募用紙を桂川町ホームページからダウンロードもしくは桂川町役場1階の産業振興課で配布しています。

・応募用紙に必要事項を記載し、桂川町産業振興課に直接持参、郵送、またはFAXにて応募ください。

FAX 0948・65・3424



▲写真赤枠部分が観光案内所（仮称）です

児童手当



児童扶養手当・特別児童扶養手当
**（特別）児童扶養手当の
 支給額が変わります**

園 住民課 住民年金係 ☎65・3301

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が4月分（5月支給分）から変わります。これは、前年の消費者物価指数の上昇・下落に依りて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。2021年の物価変動率に基づき、0.2%の引き下げとなります。改定額については下表をご覧ください。

特別児童扶養手当

対象	3月まで	4月以降
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です

児童扶養手当

対象		3月まで	4月以降
本体額	全額支給	43,160円	43,070円
	一部支給	10,180円～ 43,150円	10,160円～ 43,060円
第2子 加算額	全額支給	10,190円	10,170円
	一部支給	5,100円～ 10,180円	5,090円～ 10,160円
第3子以降 加算額	全額支給	6,110円	6,100円
	一部支給	3,060円～ 6,100円	3,050円～ 6,090円